

# **松戸市学区審議会会議録**

**令和4年度 第1回**

## 令和4年度 第1回松戸市学区審議会会議録

1 日 時 令和4年7月28日(金) 午後10時00分から午後10時30分

2 場 所 松戸市役所 新館7階 大会議室

3 出席委員 10名

1号委員 知識経験を有する者 伊藤 智清

関 聰

齋藤 則夫

2号委員 学校長の代表 南 進史

3号委員 PTAの代表 鈴木 公一

4号委員 住民の代表 恩田 忠治

安蒜 正己

高橋 俊夫

西野 高嶺

鶴見 公

4 欠席委員 3名

2号委員 学校長の代表 近松 真哉

4号委員 住民の代表 渋谷 寛之

渡辺 仁

5 事務局(出席説明員:10名)

教 育 長 伊藤 純一

学校教育部長 西川 泰弘

生涯学習部長 藤谷 隆

学校教育部審議監 堤 和子

生涯学習部審議監 小林 清

学務課長 石橋 聰

教育政策研究課長 秋田 敦子

学校施設課長 久保田 昭彦

学習指導課長 菊地 聖子

学校保健担当室長補佐 御園生 朋寛

6 傍聴人 0名

7 次 第

1 新任審議会委員紹介

2 審議会委員紹介

3 教育長挨拶

4 審議会会长挨拶

5 質問

令和5年度市立小学校通学域の変更について

6 報告事項

小中学校通学区域見直しの検討について

7 その他

司会	(開会のことば)  審議会の成立について、審議会委員13名のうち10名の委員が出席し、審議会委員の過半数を超えていたため、本会議が成立していることを報告。
	(委員紹介)
	(事務局紹介)
教育長	(教育長挨拶)
会長(議長)	(会長挨拶)
司会	会議の公開について、当審議会は公開の会議であることを報告。 傍聴人について、傍聴人がいないことを報告。 松戸市学区審議会条例第5条3項の規定により、会長が議長となり、議事の進行を行う。

議長	<p>会議録の署名員について問う。</p> <p>議長一任 (委員一同異議なし)</p> <p>南委員、西野委員を会議録署名員に選任。</p> <p>議題である、「令和5年度市立小学校通学区域の変更」について審議に入る。 このことについて教育委員会から説明を求める。</p> <p>事務局 諮問事項「令和5年度市立小学校通学域の変更」についての説明。 以下、説明内容。</p> <p>諮問事項を申し上げます。          「①新松戸三丁目1番地の1に居住する児童の指定校を新松戸西小学校から馬橋北小学校へ変更する。」          「②日暮四丁目15番地の3~15番地の33に居住する児童の指定校を稔台小学校から河原塚小学校へ変更する。」          「③小山744番地に居住する児童の指定校を柿ノ木台小学校から矢切小学校へ変更する。」          以上の3項目となります。          本市では、「入学する学校の指定に関する規則」第2条第1項第1号及び「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程」第2条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。          現在、定められている通学区域において、地域の宅地開発等により実状と乖離している区域が小学校に3区域あり、不都合が生じております。児童が安全に通学するために、居住する児童の実状に即した学区へ変更するため、貴審議会の意見を求めるものです。</p>
----	--

はじめに、資料1「小学校通学区域図」が本日、ご審議いただく3地区でございます。

詳細地図は、お配りした資料2「令和5年度市立小学校通学区域の変更について」に記載してございます。

それでは、資料2に沿ってご説明させていただきます。

最初に、①「新松戸三丁目1番地の1」の区域の現状についてご説明いたします。緑の枠は新松戸西小学校区、黄色の枠は新松戸南小学校区、青色の枠は馬橋北小学校区を表しています。今回問題とするのは、地図右側の赤く塗りつぶしてある「パークハウス新松戸311」というマンションです。このマンションは、青の線で区切られた馬橋北小学校学区内に建っております。

しかし、当該マンションに居住する児童の指定校は緑色で示している新松戸西小学校となり、近隣に建つ小学校「馬橋北小学校」「新松戸南小学校」を超えた、居住地から一番遠方となる新松戸西小学校を飛び地のような形で指定校としております。

住所地のマンションは、馬橋北小学校区域内にあることからも、実状に合わせ、児童の通学時の安全等を考慮するため一番近距離であり、隣地のマンションに居住する児童と指定校を同じく馬橋北小学校へ変更するものでございます。

次に②「日暮四丁目15番地の3～15番地の33」の区域についてですが、図の中央部分に赤くした個所になります。

住所地の日暮四丁目15番地は、同じ15番地のブロック内で1～2号が河原塚小学校、3～33号が稔台小学校を指定校としています。地図を見ていたいてもわかるように、通学距離は河原塚小学校が明らかに近距離であり安全に通学することができると確認できます。

八柱自治会長より、日暮四丁目15番地の3～33号に居住する学齢児童については、学校選択制で通学区域の変更を行い、河原塚小学校に就学している児童と指定校である稔台小学校に就学している児童とがおりますが、稔台小学校に就学した児童は保護者が仕事などで

	<p>学校選択制の手続きを行う時間が取れず、指定校に就学したと伺っております。</p> <p>また、現況の通学区域の変更については、地域のコミュニティの活性化の観点からも、同自治会内で、しかも同じ15番地に居住している児童は全て河原塚小学校としたい旨、同自治会長よりご意見を頂戴しております。</p> <p>したがって、居住地から一番近距離であり通学時の安全や地域コミュニティに配慮するため変更するものでございます。</p> <p>次に③「小山744番地」の区域についてですが、図の中央に赤くした個所になります。</p> <p>緑色で示しております、主要地方道市川松戸線を挟み上矢切に入り込んだ飛び地のような地形となっています。</p> <p>主要地方道市川松戸線は国道6号線につながる幹線道路であることから比較的交通量の多い道路ですが、指定校の柿ノ木台小学校へ通学するためにはこの幹線道路を越えて通学することになります。</p> <p>住所地は黄色の線で区切っている矢切小学校学区に入り込んだ形となっていることや、周囲の住所が上矢切であることから、交通量の多い幹線道路の横断を避け、安全に通学するために、矢切小学校へ指定校を変更するものです。変更区域は、以上の3区域となります。</p> <p>3区域の学齢児童は、通学の安全など実状に適した学校へ通学するためには、学校選択制などの手続きを取っていただく必要があるのが現状です。このことからも、実状に即した学校に安心して就学できるよう、学区の変更をするものです。ご説明は以上でございます。</p> <p>3区域の通学区域の変更について、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、説明内容。</p>
議長	<p>諮問事項について、委員に質疑を求める。</p> <p>以下、質疑応答。</p>

委員	<p>3地区においては、必要な変更であると思います。参考としてお聞きしたい。</p> <p>こういった学区変更をした時に、今回は該当しませんが、たまたま学校選択制の抽選になるような学校から違う学校に行ったときに、例えば兄姉がいる人や、この学校に行けたのにと思う人に対して、兄姉がいたとしても抽選になるのか。</p>
事務局	<p>兄姉が就学している場合、学区外就学申立の手続きを行っていただくことで、同じ学校に就学することができます。</p>
委員	<p>新松戸南小学校に当初定めた理由は、なぜなのが疑問なのですが。特別な理由があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>過去の経緯を調べさせていただいて、建設時の昭和63年当時の正確な経緯が確認できなかったところではあるのですが、当時、地域のマンションが多く建設されていた時期で、こちらのマンションが建設された時に、受け入れする学校の児童数の関係で、当初新松戸北小学校の学区となっていました。新松戸北小学校が廃校となった関係で新松戸西小学校の学区に転移していった経緯が現状です。</p>
委員	<p>先ほどもご意見がありましたが、そもそも何でと思うことからお聞きします。</p> <p>③の矢切小学校と柿ノ木台小学校の学区のことですが、幹線道路を横断するということで、事務局からの説明で、幹線道路を渡ることは危険だからと説明を受け、それはもちろんその通りで、そうするべきだと思いますが、このようにへこんだような学区としたのは、過去に何か特別な事情があったのかと思うのですが、事情が分かれば教えてください。</p>
事務局	<p>小山744番地は住所で学区を区切ったため、柿ノ木台小学校としました。小山の住所であったことから、柿ノ木台小学校となったのが現状</p>

	であります。ただし、学区を考える基本は、通学距離・通学区域の状況・地域との関連等を考え、実情に合わせてよい形で審議していくため、今回は、住所地である小山ということではなく、実際に通学している地域の実情や安全性を考え変更を審議していただいている。
委員	<p>子どもたちの通学の安全というのは当然、一番に考えていかなくてはいけないと思います。今後、松戸市全域の中で、同様に住所で区分けをされているようなところがあれば機会をもって、安全優先で学区の変更していただけたらと思います。</p> <p>あと、子供会の加入率が年々低下していることもあって、町会や子供会は学区に影響することが多かったと思いますが、その辺も現状に合わせて変更が必要だと思います。</p>
委員	小山744番地から通学している児童は、矢切小学校に現在通っているのですか。
事務局	<p>既に矢切小学校へ通学しています。</p> <p>以上、質疑応答。</p>
議長	<p>審議を終結し、事務局からの答申案の有無を確認。</p> <p>(答申案の配布)</p>
事務局	配布した答申案に、審議会の意見を反映させた答申案を、後日事務局から送付する旨を説明。
議長	これをもちまして、議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局	その他として「学び松戸モデル(概要版)について説明。
司会	(閉会のことば)

	(散会)
--	------

この会議録の記載が真正であることを認め、ここに署名する。

松戸市学区審議会委員

西野高志



松戸市学区審議会委員

岸 進史



